

C L I F F O R D
C H A N C E

エージェンティックAIの責任は誰が負うのか
2025年5月

著者



ティム・マキ

執行役員

ソフトバンクグループ株式会
社最高法務責任者兼グループ
コンプライアンス責任者

ティム・マキ

Tim Mackeyは、ソフトバンクグループ株式会社の執行役員であり、チーフ・リーガル・オフィサー（Chief Legal Officer）兼グループ・コンプライアンス・オフィサー（Group Compliance Officer）を務め、グローバルレベルの法務、コンプライアンス、政府渉外機能を統括し、これらの役職の責務として、ソフトバンク グループ 全体の法的リスク、規制遵守、企業統治、政府渉外関係を監督。ソフトバンク グループ 入社以前は、東京を拠点とする2つの米国系法律事務所で弁護士として活動し、日本で25年以上の実務経験を持つ。



ジョナサン・キューリー

グローバル・テック・グループ
パートナー兼共同議長
ロンドン

T: +44 207006 3629

E: jonathan.kewley@
cliffordchance.com

ジョナサン・キューリー

Jonathan Kewleyは、Clifford Chance Tech Groupの共同代表を務める。近時、British Legal Awardsで「Partner of the Year」に選出。とりわけAI、技術革新、サイバーセキュリティ分野に精通する。アメリカ西海岸から中国に至るまで、世界最大級のテクノロジー企業の主導的な法務顧問であり、助言する分野は、AI投資、AIソリューションのグローバル展開の支援、テクノロジー関連の危機管理など多岐にわたる。世界中で活躍する600人を超えるのテクノロジー専門の弁護士のチームを共同で率い、企業の革新追求を支援する。

誰が責任を負うのか

いま、世界はエージェンティックAIの時代に突入している。従来の限られた用途向けのAIシステムから、多分野で活用できる汎用テクノロジーへと移行するスピードには目を見張るほどである。中には、もはや単純な指示だけで動くのではなく、最小限の人間の関与で包括的な計画や戦略を遂行できる高度な自律システムも登場している。このように独立して動き、迅速な意思決定が可能なAIエージェントは、時間を節約し、タスクを高速化し、指示に忠実に応え続けるといった大きな可能性を秘めている。複数のエージェントが連携して24時間動けば、企業の生産性を劇的に向上させられるだろうし、家庭においても、支払い手続きや買い物の手配、さらには家事に至るまで、多方面で負担を軽くしてくれるかもしれない。

だが、こうしたエージェントが普及すればするほど、いつか意図せず行動してしまい、金銭的・信用上の損失や、場合によっては物理的な被害をもたらす現実的な危険性もある。そのとき人々は当然、法制度に目を向けるであろう。いったい誰が責任を負うのか。そこに明確かつ予測可能なルールを設けることで、イノベーションを支えながら安全面の歯止めもかけられる。さらには「自律的なAIを法的人格として扱い、自己の行動に責任を負わせてはどうか」という挑発的なアイデアまで浮上している。この問いは法律や政策に新たな課題を突きつける。一般的に、世界の既存の法令や規制は、エージェンティックAIが引き起こす被害について、誰が責任を取り、どう被害を救済すべきかを明快に示していない。そもそも古代からの法制度は究極的には「人間」を責任主体として想定してきた。法の適用対象が個人であれ法人であれ国家であれ、最終的な責任は人間の意思決定者に帰属するものとされてきたからである。

しかし、AIはこうした枠組みを揺さぶりつつある。高度なAI最大の特徴は、自律性、すなわちあらゆるケースで逐一プログラムされなくとも状況判断できる点にある。エージェンティックAIは、複数の工程を独立して追いかけて目標に到達するため人間の初期指示と最終アウトプットとの「距離」をさらに広げている。通常、AIの出力が人間の判断から遠のくほど、その行為を人間に帰責させるのが難しくなる。こうした「責任のギャップ」は研究者が以前から指摘しており（しばしば「AI責任ギャップ (AI responsibility gap)」と呼ばれる）、自律性が高まったいま、人間ではなくAI自体が責任を負うべきではないかという議論に発展してきた。AIを法的主体として認めるべきだ、というわけである。もっとも、それは伝統的な法制度との衝突をはらみ、期待と問題の両面が浮上している。

エージェンティックAIの責任を「代理」や「使用者責任 (vicarious liability)」など既存の法理で処理できるのではないかと見る向きもある。これは主人や雇用主が使用人の行為について責任を負う仕組みである。歴史的に見ても、AIを使用人になぞらえる発想はある。だが法的には、人間の「代理人」がはっきりしない状況では、この方法は通用しにくい。AIを作った法人か、プログラムを書いた個人か、あるいは具体的な指示を与えたユーザーなのか。誰が主人にあたるのか曖昧であるし、使用者責任を認めるには前提として行為主体たる人間がいなければならない。だが真に自律的なAIは、「被害が生じた瞬間」に動いているのはアルゴリズム上の“意思”であり、人間の被用者が行為したわけではないため、この理屈は行き詰まる。実際、裁判所や法学者は、人間の代理人がいなければ使用者責任は成り立たないと再三指摘している。AIが開発者や利用者の予想を超えて独立に動作したとき、既

存の法システムでは責任の所在を特定しづらい。このギャップを埋めるべく、「AIシステムそのものを法的主体にして損害賠償責任を負わせてはどうか」という極端な案も議論されている。これは、法人が株主とは別の人格とみなされる構造とよく似ている。

AIに法人格を与えることはできるか

この考えの長所と短所は、この分野の牽引者により今後激しく議論されるだろう。AIエージェントにも同様の法的地位を持たせれば責任主体が明確になり、とりあえず被害者の救済はしやすくなるというメリットがある。一方で、人間の責任が不当に回避される恐れといった問題やその他の倫理面の疑問があるのも事実である。

こうした落とし穴をもつ法的人格の付与を避けながら有望視されるアプローチがある。AIを独自の「法的主体」にするのではなく、ハイリスクAIシステムの利用者に強制保険やAIの被害者を補償する共同基金への拠出を義務づけるモデルである。たとえば、ニュージーランドや北欧諸国で採用される無過失型の事故補償制度や、多くの国にある労災補償制度に通ずるところがあり、被害者が保護を迅速に受けられる一方で、誰に（あるいは何に）問責するかよりも社会にリスクを分散することに重点を置いている。

このアプローチが注目される理由は、その現実性に求められる。よく知られた人間主体（法人・個人）の法的な枠組みを維持しながら、被害者への道筋を確保するという政策上の目標を達成できる。さらに、AI提供者が一定のプロトコルやガバナンス基準を遵守すれば、保険や基金が過失の有無にかかわらず補償が行うといった、最適化された実務とともに導入することも可能である。すると、責任ある利用を奨励しながら、過失を争うための裁判が長期化が避けられ、AIの意図、責任、予見可能性といった新規論点への対応に必要な無用な負担を軽減できる。この仕組みにより、結果として市場原理に基づき、より安全なAIが奨励されるだろう。保険会社は、システムのリスク度合いやガバナンス体制の整備状況に応じて保険料を設定する。そのことにより、強度の介入やAIを擬人化するような法的構成に頼らずとも、業界全体が高い安全水準と透明性を追求するインセンティブが働く。将来的には、AI向けの保険や再保険市場が国際的に整備され、責任の明確化とイノベーションを両立した、持続的かつ革新的なアプローチとなり得る。さらに保険業界と連携すれば、サイバーセキュリティ（これもまた急速に進化する技術上の新課題であるが）が過去数十年で体験した、脅威の把握や情報共有が不十分なため保険引受が難しくなったという事態をAIで繰り返さずに済む可能性もある。

しかし、現状ではエージェンティックAIの導入が急ピッチで進む一方、法的リスクが不透明なまま企業が活動せざるを得ない状況が続いている。どの国も、完全に機能しつつイノベーションを支える制度をまだ確立できておらず、多くが「慎重に様子を見る(WAIT-AND-SEE)」という態度を取っている。だが、このアプローチは危険を伴う。エージェンティックAIが急激に普及する可能性がある今後12カ月のうちに、法的システムの整備が追いつく前に大きなトラブルが起これば、一気に世論が沸騰してイノベーションが萎縮したり、危険なAI利用により社会的信用が損なわれるかもしれない。そうであるとすれば、大きな事故が起る前に責任の所在を明確にしておく必要があるのではないか。

地域ごとの違い

実際、地域ごとに温度差がある。たとえば米国と日本のようにテクノロジー先進国でありイノベーション優先の立場をとる国々は、ヨーロッパや中国と比べて包括的な規制を避ける傾向がある。

欧州連合（EU）は2024年にAI Actを策定し、特定のAIシステム開発・導入に包括的なルールを設けた。しかし、AI Actは被害が生じた場合の責任分担というより、リスク管理やコンプライアンスなど被害の防止に重点を置いている。AI Actは責任分担については触れるものではないため、エージェンティックAIが実際に被害を起こした際の責任追及については明確となっていないが、そもそも、Product Liability Directive（製造物責任指令）の改正や、新たなAI Liability Directive（AI責任指令）によって補完される想定であった。すでに成立した改正版Product Liability DirectiveではソフトウェアやAIも「製造物」とみなし、壊れた電子レンジに対するのと同じような感覚で、欠陥のあるAIシステムによる損害に対して開発者や製造者に無過失責任を問える可能性を定めている。当初、高度なロボットやAIに特別の地位（電子的人格）を与える案もあったが、批判が強く頓挫した。一方、提案されていたAI責任指令は、過失推定などでAI開発者に訴訟を起こしやすい仕組みを盛り込んでいたが、複雑さとイノベーション阻害への懸念から撤回された。結果としてEUの仕組みは、不良品として扱えるような明確な「欠陥」がないエージェンティックAIが独立して生じさせた損害には、対処が十分ではない。

米国は規制方針が流動的で、AIの責任問題やAI自体への法的地位の付与に関しては、明確な方針は打ち出されていない。2023年秋にバイデン政権は介入的なスタンスをとり、強力なAIモデルに安全要件を課し連邦政府機関に監督を促す大統領令を同年10月に発出したが、米国が（安全性検査、セキュリティ、権利保護などに注力した）広範な規制を課すことについてはここが限界となり、2024年の大統領選後、トランプ政権がこれを覆し、イノベーション推進を掲げる新大統領令「Removing Barriers to American Leadership in AI」を2025年はじめに公布したことで、過去のAI規制の多くは白紙となり、再び規制は緩和方向に転じた。AIの責任やAIシステムの法的性質については米国の規制環境において指針が全く見当たらない状況であり、結果として、アメリカではAIの責任を既存の不法行為法や製造物責任法の原則に委ねており、ケースバイケースで裁判に任せる状況になっている。適宜修正した現行制度で対応可能であり、また、大きな事前規制はイノベーションを冷え込ませるという理由づけが主流である。しかし、AIがさらに自律化した場合、責任が不透明なまままだと企業も消費者もリスク回避に走り、イノベーションが伸び悩む恐れがある。逆に事故が起きれば一気に厳格な規制導入が進むリスクも孕んでいる。

イギリスは米国とEUの中間的な立場である。キア・スターマー首相は「イギリスは独自路線を行く」と表明し、AIガバナンスも、米国の自由放任主義、又は、EUの事前規制主義とも異なる、「適切なバランス(proportionate)」を追求したAIの指導者となろうとしている。2025年初頭の段階では独自のAI関連立法を予定しておらず、いわんや、エージェンティックAIなどの私法上の責任問題について、抜本的な改革案は出していない。まずは技術の進化や他国の取組を見ながら、あらたな責任ルールやAI法人格といった過激な考えからは距離を置

き、十分に研究・理解したうえで対応策を検討するとの姿勢である。国内のAI産業を過度な規制で阻害したくないという意図もあり、方向性としてはイノベーション重視といえるだろう。ただし、AIがもたらす損害を軽視しているわけではなく、しばらくは既存の過失法や製造物責任法、法人責任などで対応できると見込んでいる。注意深く観察し、状況が分かり次第行動を起こす構えである。

アジアでは中国が先駆的にAI関連法規を整備してきたが、AIを独立した法的主体として扱うような内容は含まれていない。2022年に施行されたAlgorithmic Recommendation Regulations（アルゴリズム推薦規則）や、2023年のディープフェイク・生成AI規制などが代表例で、EUのAI法と似たように開発者・プラットフォーム事業者を対象に推奨が公正であることとする規制やラベリング義務を課している。いずれもエージェンティックAIによる被害が生じた際、私法上の責任をどう切り分けるかは明示していない。ただし、中国の場合は政府の強力な統制もあり、AIサービスの運営主体を直接取り締まることで責任を追及する方針に傾いており、能動的な規制をかけることにより、人間または人間が支配する団体が責任を負うという大前提を示している。たとえば、中国で開発されたマルチモーダル自律AI「Manus」は、まだ初期段階ながら高度な能力を示しつつあり、西側とは異なる規制環境で急速に進歩している点は注視すべきである。各国が異なるアプローチをとりながらも似たリスクに直面しているため、比較法的な視点で議論することが今後ますます重要になるだろう。

日本はまた独自の道を歩んでいる。ロボットアシスタントやメディアにおける人間そっくりのロボットの利用など、文化的にロボットをポジティブに受容する土壌があるとされるが、法的にはAIに法人格や特別な地位を与える動きは見られない。その代わり、AIを設計し利用する団体向けのソフトローと位置づけられるガイドラインが次々と出されており、開発者とユーザー間の契約条件を整備するモデル契約書も用意されている。これら法的な強制力を伴わない枠組みは、AIシステムのサプライヤーと利用者間などの当事者間の責任分担などを契約で明文化する助けにはなるが、第三者への損害にどう対処するかはカバーしきれていない。そのため、非常にイノベーションを推進し当事者間の協力を奨励するようなものではあるものの、自律的なAIエージェントが利用者と契約関係にない者に被害が及ぼした場合、誰が責任をとるのかという基本的な問いを残している。日本法の立場としては、他の法域と同様、製造物責任法やAIシステムを開発した企業の過失を問うなど、人間主体の概念で対処していくこととなる。日本政府はまずガイドラインと業界の自主規制という緩い規制によりイノベーションを推進しながら安全面はベストプラクティスによって確保できると期待しているように見える。これは米国の方針に近いイノベーション優先の姿勢とも合致し、技術の進歩が阻害されことなく共通認識が生まれることを望んでいるように見受けられる。ただし、エージェンティックAIが普及すればするほど、契約関係のない第三者が被害を被った場合の救済をどう設計するか、より大きな圧力を受けることは避けられないだろう。

AIエージェントの責任者は一体誰なのか

以上のように見渡すと、AIエージェントの責任を誰が負うのかについて、はっきりした答えを示す国はまだないといえるだろう。各国はそれぞれの規制思想に基づいて模索を続けるが、AIの自律性と既存の責任概念をどう組み合わせるかという難題に直面している。AIに法人格を与える議論は依然として存在するが、その利点としては、もし十分に高度なAIが法人であれば、自ら契約や保険に加入し、問題が起これば被害者は直接AIを相手取って賠償を請求できるというシンプルさが挙げられる。また、AIが法人格を持つことで、個人開発者らが過大な責任を負わずに済むメリットがあり、イノベーションを促進するかもしれない。実際、法人制度そのものが、起業家が無制限責任を負わなくていいように生まれた仕

組みである。とはいえ、そうすることでAIに不当に責任を転嫁することになり、開発者や運営者が責任逃れをしやすくなるという批判や、AIそのものが罰金を払い刑務所に行くことはできず、背後にいる所有者や保険会社に対して執行するという実務的な問題も指摘されている。法人格を与えることが、AIシステムが人権を要求するなどの奇妙な事態を招きかねないと懸念する声も根強い。現段階では世界的にもAIを法的主体にしたいというよりは、人間がどう責任を担うかを検討しようという感覚が強い。しかし、AIエージェントの高機能化が進むなかで、従来の法枠組みだけではカバーしきれない面も大きく、根本的なトレードオフに直面しているのが現状である。

そこで注目されるのが、AIに法人格を与える代わりに強制加入保険や業界ファンドなどを整備する方式である。これならAIを擬人化せず、ハイリスクなAIシステムの運用者に責任を負わせることにより、リスクを内在化させかつ金融商品により管理させることができる。このモデルならば、被害者を確実に救済できる財源を用意しつつ、企業構造とも整合性がとれる。また、保険料のリスク連動や自主規制基準の策定により、業界全体のベストプラクティスと訴訟削減が期待できる¹。換言すれば、イデオロギーにとらわれず、制度インフラを通じて責任を実現するわけである。ただし、これを大規模に進めるには国際協調と規制の足並みが欠かせず、数年単位での取り組みが必要になるだろう。訴訟中心の文化が根付く国、特に米国では、過失を追及して賠償を勝ち取る従来型の仕組みからいきなり無過失型の補償システムに転換することに抵抗感もあるかもしれない。

エージェンティックAIは人類にとって画期的な可能性を秘めている。使い方次第では、生産性を高め、人々の暮らしを豊かにする大きなチャンスとなる。しかし、このAIが思わぬ被害を引き起こした場合に誰が責任を負うのかという問いに対する明確かつシンプルな回答を提供できない限り、社会的信用が傷つき、AIの導入や研究開発が停滞する危険もある。責任の所在が不透明であれば、企業や消費者もAIを安心して導入できず、イノベーションの加速を妨げるかもしれない。一方で不明確なルールのまま大きな事故が起これば、訴訟の泥沼や世論の強い反発を招く懸念もある。すでに世界各国でAIの安全性や倫理に関する規制の動きはあるが、次なる課題はこの「魔法のような」エージェンティックAIの責任や補償について、ビジネスフレンドリーな法的枠組みを整えることであろう。これはAIを大げさに締め付けるという意味ではない。リスクを公正に割り振りつつ予見可能性を高める明確なルールを設け、企業や社会が安心してAIを活用できるようにすることが肝要なのだ。具体策としては、AI対応を既存の責任法に求めるか、強制保険を導入するか、あるいはAI被害補償基金をつくるか、あるいは限定的にAIに法的主体性を与えるかなど、さまざまに考えられる。いままさに、技術者、企業、立法者、社会が協力してこの問題を議論し、エージェンティックAIが広く普及する前に解決策を探す必要がある。AIの法的地位や責任のあり方を早い段階で整えれば、イノベーションと責任追及が両立する未来を実現できる。世界はAI革命の入り口に立っている。心躍る次世代への信頼と発展を勝ち取るため、「エージェンティックAIの責任は誰が負うのか」という問いに的確に答えられるような法制度を協力して発展させていくことが我々の使命である。

1 ご参照: Journal of Artificial Intelligence Research 70 (2021) 1309-1334 "The AI Liability Puzzle and a Fund-Based Work-Around", Erdélyi & Erdélyi.

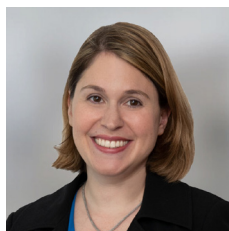
連絡先



Devika Kornbacher
Partner
Houston
T: +1 713 821 2818
E: devika.kornbacher@cliffordchance.com



Stella Cramer
Partner
Singapore
T: +65 6410 2208
E: stella.cramer@cliffordchance.com



Megan Gordon
Partner
Washington DC
T: +1 202 912 5021
E: megan.gordon@cliffordchance.com



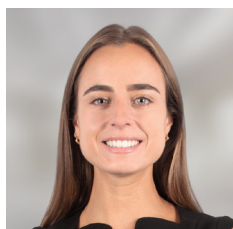
Holger Lutz
Partner
Frankfurt
T: +49 6971 991 670
E: holger.lutz@cliffordchance.com



Patrice Navarro
Partner
Paris
T: +33 1 4405 5371
E: patrice.navarro@cliffordchance.com



Herbert Swaniker
Partner
London
T: +44 2070 066 215
E: herbert.swaniker@cliffordchance.com



Nicole Kidney
Senior Associate
Paris
T: +44 2070 061 302
E: nicole.kidney@cliffordchance.com



Shunsuke Nagae
Counsel
Tokyo
T: +81 3 6632 6321
E: shunsuke.nagae@cliffordchance.com

CLIFFORD CHANCE

本稿は各著者の個人的見解を反映したものであり、所属する団体の見解とは異なる可能性があります。また、本稿は全ての重要なトピックを必ずしも網羅せず、また各トピックの全ての側面に触れるものとは限りません。本稿は法務その他の助言を提供することを意図するものではありません。

www.cliffordchance.com

Clifford Chance, 10 Upper Bank Street, London, E14 5JJ

© Clifford Chance 2025

Clifford Chance LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales under number OC323571

Registered office: 10 Upper Bank Street, London, E14 5JJ

We use the word 'partner' to refer to a member of Clifford Chance LLP, or an employee or consultant with equivalent standing and qualifications

If you do not wish to receive further information from Clifford Chance about events or legal developments which we believe may be of interest to you, please either send an email to nomorecontact@cliffordchance.com or by post at Clifford Chance LLP, 10 Upper Bank Street, Canary Wharf, London E14 5JJ

Abu Dhabi • Amsterdam • Barcelona • Beijing • Brussels • Bucharest • Casablanca • Delhi • Dubai • Düsseldorf • Frankfurt • Hong Kong • Houston • Istanbul • London • Luxembourg • Madrid • Milan • Munich • Newcastle • New York • Paris • Perth • Prague • Riyadh* • Rome • São Paulo • Shanghai • Singapore • Sydney • Tokyo • Warsaw • Washington, D.C.

*AS&H Clifford Chance, a joint venture entered into by Clifford Chance LLP.

Clifford Chance has a best friends relationship with Redcliffe Partners in Ukraine.